

統合校の施設等比較表

○小学校（大井小学校と師崎小学校の統合）

評価項目			大井小学校	師崎小学校	
① 利 便 性	学校の位置		大井地区の北側に位置している	師崎地区の中心に位置している	
	統合した場合の通学距離（最長）		師崎字的場から 約 3.5 km	大井字浜辺から 約 3.8 km	
	公共交通機関の 利便性	最寄りのバス停からの距離	0.3 km（大井）	0.4 km（師崎）	
	新・給食センターからの配送距離		約 4.4 km	約 6.0 km	
	保育所との距離（大井保育所）		約 0.8 km	約 3.3 km	
	放課後児童クラブとの距離（豊浜小学校）		約 5.1 km	約 5.0 km	
② 施 設 の 状 況	施設の概要	本校舎	床面積	1,951 m <sup>2</sup>	2,467 m <sup>2</sup>
			建築年	S40 年	S55 年
			築後経過年数 (※1)	<b>55 年</b>	39 年
		特別教室棟	床面積	1,094 m <sup>2</sup>	681 m <sup>2</sup>
			建築年	S59 年	S43 年
			築後経過年数	35 年	<b>52 年</b>
		体育館	床面積	713 m <sup>2</sup>	531 m <sup>2</sup>
			建築年	S56 年	S43 年
			築後経過年数	39 年	<b>52 年</b>
	運動場	面積	4,244 m <sup>2</sup>	3,687 m <sup>2</sup>	
	プール	建設年	—	H11 年	
		施設内容	—	深い箇所 25m×11m×1m 浅い箇所 25m×5m×0.65m	
	教室数	普通教室	8 室 (509 m <sup>2</sup> )	8 室 (462 m <sup>2</sup> )	
特別教室		10 室 (1066 m <sup>2</sup> ) (理科室、音楽室、図工室、 家庭科室、視聴覚室、コンピ ュータ室、図書室 2、特別活 動室 2)	12 室 (1240 m <sup>2</sup> ) (理科室、音楽室、図工室、 家庭科室 2、視聴覚室、コン ピュータ室、図書室、特別活 動室 3、教育相談室)		
駐車場の状況（通常時）		20 台	22 台		
行事等開催時の保護者駐車場 (近隣施設利用含む)		約 25 台	約 25 台		

評価項目			大井小学校	師崎小学校	
建物の健全性	本校舎	耐震安全性	○	○	
		健全度（※2）	53	77	
	特別教室棟	耐震安全性	○	○	
		健全度	49	56	
	体育館	耐震安全性	○	○	
		健全度	35	77	
吊天井落下防止対策工事の必要		なし	あり		
躯体の健全度 予備調査結果 (本校舎のみ)	コンクリート強度区分		△	○	
	中性化※3 進行度	中性化深さ	×（5cm以上）	○（3cm未満）	
		鉄筋の状態	×	○	
	残存耐用年数		経過観察を行いながら使用可能	予防保全により30年以上 共用可能	
■その他	どちらの学校も、鉄筋コンクリート造学校用施設の「法定耐用年数47年」を経過している施設を保有しており、今後も継続して使用するためには長寿命化のための改修工事が必要となる。				
③ 防災面	津波浸水時の被害想定（※4）	建 物	津波浸水想定区域外	0～0.3m浸水	
		運動場	0～0.8m浸水	0.1～0.4m浸水	
	津波災害警戒区域（※5）	建 物	警戒区域外	警戒区域	
		運動場	警戒区域	警戒区域	
	学校における二次避難場所	場 所	学校北の高台	旧・ヒラマリン	
		標 高	約30m	約30m	
		移動距離/時間	0.9km/10分	0.8km/9分	
	土砂災害	土砂災害警戒区域（※6）		本校舎・運動場の西側一部が警戒区域	本校舎の一部が特別警戒区域、本校舎、特別教室棟、運動場が警戒区域
	避難所指定	風水害		体育館	体育館
		地震・津波災害		被災状況を踏まえ安全性を検証の上避難所として利用する施設	被災状況を踏まえ安全性を検証の上避難所として利用する施設

※1）築後経過年数：令和2年4月現在の建築後経過年数

※2）健全度：学校施設の長寿命化計画策定にあたり、文部科学省の基準により、躯体以外の屋上防水、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の劣化の状況の評価した値（数値が低いほど劣化が進んでいる）

※3）中性化：コンクリートの中性化が進行し、鉄筋部分まで侵食すると、鉄筋に「錆」が発生し、錆からくる膨張、膨張によるひび割れにつながる。

※4）津波浸水時の被害想定：南海トラフ地震・理論上最大想定モデルにおける津波浸水想定区域

※5）津波災害警戒区域：津波浸水想定を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

※6）土砂災害警戒区域：土砂災害防止法により、愛知県が指定する土砂災害のおそれのある区域